

# 令和8年度監査等年間計画

## 1 基本方針

県財政は、相当の財源不足が生じる見通しであり、主要基金を取り崩して財源不足を解消せざるを得ない状況にある。このような中にあっても、徹底した歳出の見直しや、財源と人的資源の重点的、効率的配分を行うなど創意と工夫を重ね、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向けた施策を引き続き着実に実行していくことが求められている。

また、県政に対する県民の関心は高く、県民生活の向上に向け最少の経費で最大の効果を挙げることが期待されており、県でもより一層の行政事務の適正性の確保のため、内部統制制度が運用されているところである。

こうした認識のもと、令和8年度においては、山梨県監査基準に基づき、財務事務の正確性、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から、県民の視点に立って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施し、事務事業の改善を促すとともに、内部統制体制の整備・運用状況を確認することで、内部統制に対する意識のより一層の向上を図り、監査の実効性を高めていく。

加えて、監査専門委員を積極的に活用するなど、監査等の専門性を高め、質の向上を図るとともに、委員監査においては、ペーパーレスやリモート監査の推進により、効果的かつ効率的に監査を実施していく。

さらに、監査結果及び結果に基づく意見等を積極的に情報発信し、県民にとって分かりやすい監査に努めるものとする。

## 2 監査等の種類

### (1) 定例監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を行う。

また、監査結果に基づく改善の取組を徹底するなど、監査結果が翌年度以降の事務処理に反映されるよう取り組むこととする。

併せて、令和8年度は、監査の重点事項として「資金前渡に係る事務処理は適切に行われているか。」をテーマとして監査を行う。

### (2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、定例監査によって重大な課題が把握されたとき又は県民が関心ある重大な事案が生じたときは、執行機関に対する監視機能を発揮し、行政運営の透明性を確保するため、随時に監査を行う。

(3) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、必要に応じて監査を行う。

(4) 財政的援助団体等監査

県から財政的援助を受けている団体等について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査を行う。

また、監査結果に基づく改善の取組を徹底するなど、監査結果が翌年度以降の事務処理に反映されるよう取り組むこととする。

(5) 住民監査請求監査

県民から、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に係る必要な措置の請求があったときは、監査を行う。

(6) 例月現金出納検査

毎月、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計に係る現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預金）の出納事務が正確に行われているか検査する。

(7) 決算審査

① 一般会計・特別会計

一般会計及び特別会計の決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか確認するとともに、定例監査等の結果も踏まえて、予算の執行、財産の管理、資金の運用状況等を審査し、意見を付する。

審査に当たっては、①決算報告書の計数は正確か、②予算の執行は適正かつ効果的に行われているか、③財務に関する事務は法令等に適合して適正に処理されているか、④財産の取得、管理及び処分は適正に処理されているか等に主眼をおくものとする。

② 公営企業会計

公営企業会計の決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか確認するとともに、企業の経済性を発揮し、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているか審査し、意見を付する。

審査に当たっては、①決算報告書の計数は正確か、②財務諸表は経営成績及び財政状態を適正に表しているか、③事業が合理的かつ能率的に運営され、適法な手続によって行われているか等に主眼をおくものとする。

(8) 基金運用状況審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているか検証するため、諸帳票、証拠書類等を精査照合するとともに、定例監査等の結果も踏まえて基金の運用状況を審査し、意見を付する。

審査に当たっては、①運用状況調書の計数は正確か、②基金の設置目的が十分果たされるよう適正かつ効率的に運用されているか等に主眼をおくものとする。

#### (9) 健全化判断比率等審査

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく財政の健全性に関する比率の算定及び当該算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査し、意見を付する。

審査に当たっては、①財政の健全性に関する比率の算定の基礎となる数値は適正か、②財政の健全性に関する比率の算定の過程に誤りはないか等に主眼をおくものとする。

#### (10) 内部統制評価報告書審査

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、定例監査等の結果も踏まえて審査し、意見を付する。

審査に当たっては、①評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、②内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか等に主眼をおくものとする。

### 3 監査等の実施時期

監査等の実施時期は、別添「令和8年度監査等の実施予定表」による。

### 4 監査等の実施方法

監査等は、別に定める調書の提出を求め、対象機関職員及び関係人の説明を聴取し、帳簿、設計書その他の関係書類及び工事現場その他の現物を調査する等により行い、監査等の種類ごとの具体的な実施方法は、個別計画に定めるものとする。

